

# 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書

様に対する福祉用具貸与サービス及び介護予防福祉用具貸与サービスの提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、あらかじめ当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりとする。

## 1. 事業者概要

法人名・法人種別	ミタカトライブ株式会社	設立年月日	令和7年1月1日
所在地・連絡先	熊本県八代市宮地町1577-1 電話：0965-35-0704 FAX：0965-35-0714		
代表者名	代表取締役 一森 昌治		
事業所の名称	ミタカトライブ株式会社 島原営業所		
事業所番号	4270301411	開設年月日	令和7年1月1日
所在地・連絡先	長崎県島原市秩父が浦町丁3543-16 電話：0957-65-0385 FAX：0957-65-0386		
管理者	小田 聖仁		
サービス提供地域	通常の事業の実施地域は、長崎県全域とする。		

## 2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ミタカトライブ株式会社が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定福祉用具貸与等を提供することを目的とする。
運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者介護する者の負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休日	土曜日・日曜日・国民の休日・夏季休暇3日 年末年始4日		

## 4. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員
管理者	事務所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名
専門相談員 (管理者を兼務)	福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、指定福祉用具貸与の提供にあたる。	2名 (常勤 2名) (非常勤 0名)

## 5. サービスの提供方法、取り扱う種目について

指定福祉用具貸与等の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 福祉用具貸与サービス計画書（介護予防福祉用具サービス計画書）に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的な知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して複数の福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。福祉用具サービス計画書は利用者および介護支援専門員に交付する。
- (2) 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書（取扱説明書、福祉用具サービス計画書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

この事業所において取り扱う福祉用具貸与の種目は次のとおりである

1. 車いす
2. 車いす付属品
3. 特殊寝台
4. 特殊寝台付属品
5. 床ずれ防止用具
6. 体位変換器
7. 手すり
8. スロープ
9. 歩行器
10. 歩行補助つえ
11. 認知症老人徘徊感知機器
12. 移動用リフト（つり具の部分を除く）
13. 自動排泄処理装置

但し、要介護度によって、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖以外は、原則利用が認められないが特例として一定の条件に該当する場合は、利用が認められる例外給付もある。

6. 利用料等

(1) 貸与する商品、及び利用料、利用者負担額は下表のとおりとなります。 (◆は自費負担)

No.	種目	品名	月額単価	数量	利用料
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
合 計					
利用者負担額					

(2) 利用料の算出方法

契約開始日	1～15日	1ヶ月分	16日～末日	半月分
契約終了日	1～15日	半月分	16日～末日	1ヶ月分
※ 貸与契約の開始と終了が同じ月内に行われた場合及び自費負担分は、1ヶ月分の利用料となります。				

(3) 利用者負担額は原則口座引き落としとなります。初月分は現金で集金し、ご利用月の翌々月に口座から引落としを開始。引落日については別紙預金口座振替依頼書をご参照下さい。

(4) 介護保険給付対象外のサービスとなる場合（サービス利用の全部及び一部が区分支給限度基準額を超える場合を含む）には全額自己負担となります。

(5) その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

サービス提供地域を越えて行う指定福祉用具貸与等に要する交通費は実費となります。費用は地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とする。

福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用はその実費を徴収する。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(6) 月額利用料金に変動が発生した場合は、少なくとも改定がされる1ヶ月前に事業者は、利用者へ書面を持って通知します。

## 7. 福祉用具貸与サービスの利用方法

### (1) 福祉用具貸与サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。福祉用具の提案・選定を行い福祉用具貸与契約書を結び、福祉用具を貸与いたします。

### (2) 福祉用具貸与契約の変更・終了

福祉用具貸与商品の一部又は全部のご利用を終了する場合には、1週間前までに事業者へ連絡することにより解約することができます。ご利用者が介護保険施設に入所した場合や要介護認定区分が非該当と認定された場合、亡くなられた場合は双方の通知がなくても自動的に福祉用具貸与契約が終了します。

## 8. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## 9. 個人情報の保護

(1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする

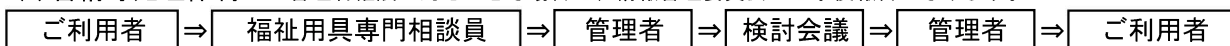
## 10. 第三者評価の実施状況 : 実施無

## 11. 相談窓口、苦情、事故、緊急対応の窓口

(1) サービスに関する相談や苦情、事故、故障等の緊急時については、次の窓口で対応いたします。

担当部署	ミタカトライブ株式会社 島原営業所	電話	0957-65-0385
責任者	小田 聖仁	FAX	0957-65-0386
相談時間	午前8時30分～午後5時30分・月曜～金曜日（夏季休暇3日、年末年始4日、祝日、祭日を除く）		

(2) 苦情等処理体制 ※管理者権限で対応できる場合は、情報管理委員会へは事後報告となります。



(3) 利用者は、当事業者以外の市町村や国民保険団体連合会に相談・苦情を訴えることができます。

相談窓口 電話	長崎県国民健康保険団体連合会 介護サービスに関する苦情相談窓口	095-826-7291
------------	------------------------------------	--------------